

## 第1回

## 信託の終了事由

一般社団法人家族信託普及協会代表理事 司法書士 みやた ひろし 宮田 浩志

一般社団法人家族信託普及協会の研修を受けた「家族信託専門士」からのセカンドオピニオンサービスとして、また金融機関や他の法律専門職からの依頼に基づき、毎月40件を超える信託契約書のリーガルチェックをしている中で、頻出している問題のある条項・陥りがちなミスについて、連載でご紹介いたします。

## ✍️「信託財産が消滅したとき」

信託財産が金銭のみとなる信託契約、いわゆる“金銭信託”において、信託の終了事由の一つに「信託財産が消滅したとき」という条項を盛り込んでいる信託契約書が多く見受けられます。

委託者兼受益者たる老親名義の預金口座において本人の判断能力低下により払戻手続ができない、あるいは寝たきり等の身体的な問題で銀行窓口に行けないというような場合に、まとまったお金をおろしたり送金したりできなくなる可能性があります。いわゆる「預金口座の凍結リスク」です。

このリスクを回避するために、受託者となる子が管理する金融機関の口座（通帳名義に信託財産であることが明記される「信託口座」、または単なる子名義の個人口座を親の金銭を入れておくために新規で開設した「信託専用口座」のど

ちらかを用意することが好ましいです。ここでは、これらを総称して「信託口座」といいます。）に、日常的に親（受益者）側が使っているお金以外の預金（余剰の金銭）を、親が元気なうちに移動しておくことは有益です。

金銭信託の便利なところは、預けすぎたと思えばいつでも受託者から戻してもらえる一方で、満期を迎えた定期預金や株式の売却代金、タンス預金など、信託契約の締結後に後から追加で預けたい余剰金銭が出てきた場合に、「金銭の追加信託」というやり方で簡便に受託者に託せるので、いわば受託者を銀行のATM代わりにして、出し入れが自由にできることです。

ここで最初の「信託財産が消滅したとき」という信託契約の終了事由の検討に戻ります。この条項自体法律的に問題があるわけではありませんが、親の金銭を出し入れ自由にして親の生活や介護等をサポートしていく中で、受託者が管理す

る信託金銭が予期せず残高がゼロになってしまった場合、その瞬間に法律上信託が終了してしまうという事態が生じます。信託契約自体が終了してしまえば、当然「金銭の追加信託」による補充をする余地がなく、想定しないタイミングで信託契約が終了してしまうおそれがあります。

信託契約書は、あらゆる事態を想定して契約条項を設けるべきですので、あえて「信託財産が消滅したとき」を信託の終了事由に定めなくても、受益者の死亡時や受益者と受託者が合意したときまで金銭信託を継続しておいても、実務上何ら問題ないでしょう。

### ／「受託者全員が死亡したとき」

信託契約書において、「当初受託者」と予備的に「第二受託者」を置いている、さらには、受託者が欠けたとき、受益者（受益者代理人がいる場合は受益者代理人）が新たな後継受託者を選任できる旨が条項として盛り込まれているケースをよく見かけます。この契約書において、「受託者全員が死亡したとき」を信託の終了事由として規定したときの法的な問題について説明します。

契約書で規定されている受託者は、「当初受託者」と「第二受託者」だけですから、もし両名が亡くなってしまったら、解釈上その時点で「受託者全員が死亡したとき」という規定が適用されると考えるべきでしょう。つまり、受託者の条項においては、第3順位の受託者の存在を想定しておきながら、条文の解釈上、第

三受託者を選任する余地がなくなってしまうという事態が起きます（仮に後継受託者が選任できる余地があると解釈をしてしまうと、受託者全員が死亡するという事態は想定できなくなります）。なお、受託者がその任務を遂行できなくなるのは、死亡だけではありませんので、「受託者全員の任務が終了したとき」としたほうが汎用性はありますが、「受託者全員」という文言の解釈上の結論としては同じになります。

改善策としては、この終了事由自体を削除して、通常どおり、第三受託者の選任の余地を残しておくか、「当初受託者○○○○及び第二受託者●●●●の任務終了」という条項を置き、信頼できる2名がもし管理を担えなくなるのであれば、信託自体を終了して状況に応じて成年後見制度に移行する可能性も視野に入れる必要があるでしょう。ただ、この場合でも、信託終了に伴う清算事務・残務処理を担う「清算受託者」の選任が必要となりますので、結局「当初受託者」と「第二受託者」以外の第三の担い手の存在は不可欠になるのが実務上の問題となります。

### ／「受益者が死亡し、その葬儀・納骨を終了したとき」

「受益者が死亡し、その葬儀・納骨を終了したとき」という信託の終了事由についても、時々目にする条項ですので、この問題点についても解説しておきます。

最もシンプルな信託の設計は、受益者の死亡により信託契約が終了する設計<sup>(\*)</sup>といえます。この「死亡終了型信託」

の設計の場合、受益者の死亡により信託契約が終了しますので、信託の残余財産の帰属権利者については、信託終了時の受益者以外の者を指定することになります（信託契約終了時の受益者は既に亡くなっている）。具体的には、信託契約書の「信託の残余財産の帰属権利者の指定」条項の中で、財産の承継者を指定するのが一般的であり、これがいわゆる「遺言代用機能」といえる部分です。

つまり、受益者が死亡すると、それに伴い当然に財産（信託受益権の対象となる信託財産）が誰かのものとして移ることになりますので、通常の死亡終了型信託は、予備的な残余財産の帰属権利者を含め、子世代や孫世代に財産を承継させる旨の内容になります。

一方、死亡終了型信託の派生形として「受益者が死亡し、その葬儀・納骨を終了したとき」という信託の終了事由を設けた場合はどうでしょう。受益者たる親が亡くなった際に、その葬儀・納骨にかかる費用を信託財産の管理の中から当然に支出し、それでも残った財産について分配したいというお客様の要望をできる限り反映させようとする専門職側の心意気は感じます。

しかし、受益者が死亡しても信託契約は終了しませんので、次順位の受益者の指定をしておかなければなりません。例えば、委託者兼受益者を父親とし、父親の死亡により信託を終了させ、長男が信託財産を引き継ぐことを趣旨として設計した場合、信託契約書において第二受益者として長男を指定しておかないと法的な整合性が取れなくなってしまいます。

改善策としては、信託の設計は「受益

者が死亡したとき」というシンプルな死亡終了型信託の条項にしたうえで、信託終了後に清算受託者が担うべき業務の一部として、亡くなった受益者の葬儀・納骨に必要な費用を信託財産の中から支出すべき旨を記載しておくのがよろしいかと思います。

信託の基本設計は、家族信託の設計コンサルティングの経験をしっかり積むまでは、なるべく基本に忠実でシンプルな設計を心がけるべきです。あまり複雑な設計や特別な設計をすることは、法的整合性がとれない契約書を作ってしまうリスクがあることをきちんと認識しましょう。

(※) この設計の信託は「死亡終了型」といういわれ方をしていますが、委託者兼受益者たる母親が死亡したら信託が終了するという「一代限り」の信託や、当初受益者たる父親と第二受益者たる母親の二人が死亡したら終了するという高齢の両親を生涯支える仕組みとしての信託というのは、最も典型的な信託といえます。



みやた ひろし  
**宮田 浩志**

司法書士

宮田総合法律事務所代表。一般社団法人家族信託普及協会代表理事。

後見人等に多数就任中の経験を活かし、家族信託・遺言・後見等の仕組みを活用した「老後対策」「争族対策」「親なき後問題」について全国からの相談が絶たない。

特に家族信託のコンサルティングでは先駆的な存在で、日本屈指の相談・組成実績を持ち、全国でのセミナー講師も多数。著書に『相続・認知症で困らない家族信託まるわかり読本』（近代セールス社）、『図解2時間でわかる！はじめての家族信託』（クロスメディア・パブリッシング）がある。